## 第 21 期

## 第6回大分県内水面漁場管理委員会

議事録

開催日時 令和5年1月16日(月) 10時30分

開催場所 大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁舎本館9階 91会議室

## 第21期大分県内水面漁場管理委員会 第6回委員会

1. 開催日時 令和5年1月16日(月) 10時30分

2. 開催場所 大分県庁舎本館 9 階 9 1 会議室

3. 出席委員 藤本勝美

飯 倉 速 美

手島勝馬

久寿米木 洋子

北 西 滋

宮名利 光 廣

岩 本 郁 生(会長、議長)

園 田 賢 文

欠席委員 坂井美穂、北村東太

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

甲斐主任

水産振興課 大屋課長

臨席者 麻生政美(鶴崎漁業協同組合)、三ヶ尻孝文(北部振興局)

- 4 . 議事録署名委員 久寿米木洋子委員、藤本勝美委員
- 5.審議事項及び審議結果

第1号議案 内水面漁場計画について 審議の結果 次回答申することとした

6.審議概要

参 事 ただいまから第21期第6回大分県内水面漁場管理委員会を開 会いたします。

> 本日の進行と説明を行います漁業管理課の倉橋です。よろしく お願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中8名が

出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

それでは、高野審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

参 事 ありがとうございました。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。まず、表紙に「議案書」と書かれたものをお配りしています。

不足等あれば、事務局へお知らせください。また、同じ資料を タブレットでも用意しております。少しタブレットに慣れる時間 をもうけますので、タブレット内の資料も開いてみてください。 今回タブレットの使用は2回目ですが、ゆくゆくはタブレットで 紙を使用しない方向で進めたいと思います

タブレットに慣れるためにも是非タブレットを中心にご覧ください。途中画面が飛んでしまったり不都合があった場合は、議事進行中でも、挙手をお願いいたします。担当者が補助いたします。

議 長 完全タブレットになった場合、タブレットに印はつけることが できますか。

参事 ノートなどでメモ書きしてもらうかしか今はないです。

藤本委員 持って帰って資料を確認したい場合はどうすればよいですか。 書面の方がよいのではないでしょうか。

参 事 必要であれば、後日、紙やデータで配布します。議会等もデジ タル化しているのでご協力をお願いします。

それではこれより議事に入ります。

大分県内水面漁場管理委員会事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっていますので、岩本会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。 藤本委員さんと久寿米木委員さんにお願いします。 それでは議事に入ります。

第1号議案の「内水面漁場計画について」を審議しますが、本

議案は、漁業権の一斉切り替えに伴う重要な案件になっております。そのため、本日は、事務局からの説明を聞き、質問や議論を行います。本日の議論を踏まえて一度お持ち帰りご検討いただき、答申は、2月に開催予定にしております次回の委員会にて行うことといたします。

それでは、事務局は提案理由を説明してください。

## 参 事

議案書の3ページをご覧ください。漁業法第67条第2項において読み替えて準用する同法第64条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。次の4ページが知事からの諮問文です。

次の5ページをご覧ください。計画の中身に入る前に、内水面 における漁業権の概要について、確認のためご説明します。

1の内水面における漁業権について、でございますが、漁業権とは、一定の水面において排他的に漁業を営む権利と定義され、本県の内水面における共同漁業権の種類は、第一種共同漁業及び第五種共同漁業の2種類です。それぞれの定義は、第一種共同漁業は「藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業」、第五種共同漁業は「内水面又は農林水産大臣の定める湖沼に準ずる海面において営む漁業であって、第一種共同漁業以外のもの」となっております。現在、本県では12件の漁業権が各漁業協同組合に対して免許されております。

ここで、内水面の漁業権の特性について説明します。中程の網掛け部分をご覧ください。

内水面漁業権の特性は、海面と比べて自然的豊度が低く、水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲で資源が枯渇するおそれが大きいこと、また、内水面を生業の場とする漁業者の数が少なく、漁協組合員以外の採捕者(遊漁者)も多いという公共的性格が強いことの二つです。このことから、第一種共同漁業に該当するもの以外は第五種共同漁業権として組合に免許し、免許を受けた組合に増殖義務を課すことによって漁場管理を適切に行わせ、資源の維持増大及び有効利用を図ることとしております。

以上が内水面における漁業権の概要です。

続いて、2の内水面漁場計画の作成についてご説明します。現在免許されている内水面に係る全ての漁業権の存続期間は、令和5年12月31日をもって満了することから、次期免許期間における漁場計画を作成する必要があり、漁業法第67条第1項の規定に基づき、都道府県知事は5年ごとに、内水面漁場計画を定め

るものとされています。また、都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、本委員会の意見を聴かなければならないと定められています。このように、漁業権の存続期間に合わせ、本委員会の意見を聴いた上で新たな内水面漁場計画を作成し、免許するまでの手続きが、いわゆる「漁業権一斉切替え」です。本日は、次期内水面漁場計画の内容についてご審議いただき、来月に予定しております委員会にて委員会としての意見を出していただきたいと考えております。

次の6ページをご覧ください。3の免許までの流れです。議案書の図は、令和4年度11月から来年度の免許までの主な手続きを示しており、太字になっている箇所が本委員会でご審議いただくものです。流れを順番に説明しますと、令和4年11月に利害関係人の意見聴取及び関係法令を所管する行政機関への協議を行いました。利害関係人の意見聴取は、漁業法改正に伴い義務づけられたもので、今回の一斉切替えで実施するのが初めてとなります。県のパブリックコメントとして募集したところ、1者から4件の意見が出されました。下の段枠囲みをご覧ください。提出された意見の概要をからまで記載しております。いずれの意見も、漁業権の免許の内容を定める漁場計画と趣旨が異なるため、漁場計画への反映は行わず、関係機関へ情報共有することとしました。免許の流れの説明に戻ります。

左から2番目の四角からです。太字で委員会への諮問、公聴会の開催としているのが、本日の委員会となります。次に、本日ご説明した内容について、2月に開催する委員会にて答申を出していただく予定です。

令和5年度をご覧ください。2月に答申いただいた内容をもとに、4月末までに内水面漁場計画を告示します。その後7月から10月中旬頃を目安に免許申請を受け付け、申請者に免許を与えることが適切かどうか、11月の委員会でご審議いただきます。その審議結果を12月に答申いただき、年内に免許を行う予定としております。免許までの流れは以上となります。

次の7ページをご覧ください。4の「内水面漁場計画の内容について」です。漁業法第63条第1項において、内水面漁場計画の要件が定められています。ひとつは、「水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと」です。これについては、国及び県の関係機関に意見照会を行い、一部の機関を除いて「異議なし」とする回答を得ました。回答をいただいていないところにつきましても、免許の内容に変更を及ぼすような意見は出ないものと考えておりますが、もし変更

が生じた際には別途お知らせいたします。

もうひとつの要件が「 適切かつ有効に活用されている漁業権 が、おおむね等しい漁業権として設定されていること」です。

ここで、「適切かつ有効」と「おおむね等しい漁業権」の考え 方をご説明します。中程の網掛け部分をご覧ください。まず、 「適切かつ有効」についてですが、この言葉は、漁業法改正によって新たに定められたものです。「適切」とは、「漁場利用が、 他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の 悪化を引き起こしたりしていないこと」をいいます。例としましては、「漁業関係法令を遵守しているか」、「漁場紛争への対応 が誠実か」といった点がチェック項目となります。

「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」をいいます。例としましては、「漁場の全てを利用しているか」「操業可能な期間を相当程度利用しているか」といった点がチェック項目となります。

現在免許されている漁業協同組合が「適切かつ有効」に漁場を利用しているかどうか、全漁協に対してヒアリングを行い、漁場の利用状況等が全て「適切かつ有効」であることを確認しました。

次に、「おおむね等しい漁業権」についてです。「おおむね等しい」の範囲は、漁場の現況や利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を考慮して、現に免許を受けている漁業権者が従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することとされています。例としましては、今回の変更にもあります魚種の変更がございます。特定の魚種を漁業として採捕する漁業者がいない場合、その魚種を漁業権から除外したとしても漁業者に影響がないため、「おおむね等しい」範囲での変更と考えております。なお、魚種の変更については、漁業権者も同意済みです。

こうしたことを踏まえ、現在免許している漁業権は、下の表にありますように変更を加えたうえで、すべて「おおむね等しい漁業権」として継続することとしております。具体的な漁場計画の内容及び変更箇所については、実際の告示文にて説明します。次の8ページをご覧ください。

内水面漁場計画を告示する際の告示案です。漢数字一の漁業権 に関する事項は、全て10ページ以降の表にて記載することとし ておりますので、先に漢数字二の漁業法施行規則第24条各号に 掲げる事項について説明します。漁業法施行規則第24条で規定 されている、漁場計画を作成したときに公表しなければならない 事項を記載したものです。1の内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果をご覧ください。「」となっている箇所は、次回委員会での答申の内容を記載します。次の2「漁場図」は、県報には図の掲載は省略しますが、漁業権の区域を示した漁場図を漁業管理課に備え置いて閲覧可能とします。

次の9ページをご覧ください。漢数字の三「免許予定日」は現漁業権の免許の存続期間が令和5年12月31日までとなっておりますので、その翌日、令和6年1月1日としております。次に漢数字の四「三に係る申請期間」ですが、令和5年7月1日から同年10月15日までの約3ヶ月間です。

以上が告示文案です。続いて、各漁業権の内容をご説明します。次の10ページをご覧ください。先ほどの告示文案で「別表」としていたものです。現行漁業権から記載を変更した箇所は赤字としています。

まず、この表の見方ですが、一番左は免許の番号を示す「漁場 計画番号」で、内共第1号となっています。その右からの欄が免 許の内容として6項目あり、一番左は「漁業の種類及び名称」で す。内共第1号では、うなぎ漁業の他7漁業記載しています。そ の右の欄の漁業時期は、各漁業を操業できる期間を記載していま す。その右の欄の漁場の位置ですが、内共第1号では「大分県及 び福岡県内における山国川水系の本流、支流及び派流」としてお ります。ここで「支流」とは上流側に分岐する川のことを指し、 「派流」とは反対に下流側に分岐する川のことを指します。次の 欄からは漁場の区域を示すものです。まず「区域」ですが、先ほ どの「漁場の位置」で示したもののうち具体的な区域を記載して います。内共第1号は「基点第1号と基点第31号とを結んだ線 から上流の山国川本流、支流及び派流の流域であって次の(1) (2)及び(3)の区域を除く流域」です。その右の欄「基点」 及び「点」は各基点及び区域を示すのに必要な点の位置を示して います。内共第1号は、基点第40号から第47号まで、赤字箇 所の表記を修正しております。これは、従来は「標柱」という文 言を使用しておりましたが、現地調査の結果「標柱」は存在せず 「金属鋲」等が基点の目印となっていました。よって、表記を 「標柱」から「標識」に変更するものです。

次の欄は免許に付ける「条件」です。なお、内共第1号に付けている条件は、公共事業の執行を確保するため、全ての漁業権に付けることとしております。次の欄の「関係地区」は、漁場が属すると認められる地区で、「中津市並びに福岡県築上郡吉富町及び上毛町」としています。最後の欄の「存続期間」は、次期免許

の有効期間であり、令和6年1月1日から令和15年12月31日までとしております。表の見方は以上ですが、表の外に注意書きとして、「はえ」と「えのは」の定義及び角度の表示はすべて真方位とすることの2点を記載しています。

内共第1号については以上です。ここから先は、変更箇所を中 心に説明して参ります。

次の11ページをご覧ください。駅館川を漁場とする内共第2号ですが、現行と変更がありません。

次の12ページをご覧ください。大野川を漁場とする内共第3号です。こちらは、左から2番目の欄「漁業の種類及び名称」に変更があります。現行漁業権者からの要望により、第五種共同漁業権のうち、「ふな漁業」及び「すっぽん漁業」を削除します。

ここで、魚種の削除による影響をご説明します。漁業権が設定されている間は、当該魚種は漁協組合員と遊漁券を購入した遊漁者しか採捕することはできませんでしたが、漁業権から除外されることにより、誰でも採捕することが可能となります。また、第五種共同漁業権が設定されると、漁業権者である漁協には増殖義務が課されますが、漁業権から除外されることで、こうした義務もなくなるため、漁協の負担も軽減されることとなります。内共第3号における魚種の削除も、種苗入手の難しさや当該魚種を目的とする漁業者が少なくなったこと等を考慮し、現行の漁業権者から削除の要望が出たところです。

漁場計画の説明を続けます。次の13ページをご覧ください。 表の一番上、番匠川を漁場とする内共第4号及び表の中段、堅田 川を漁場とする内共第5号は、現行と変更ありません。

表の一番下、玖珠川を漁場とする内共第6号は、「漁業の種類及び名称」に変更があり、現行漁業権者からの要望により、「すっぽん漁業」を削除します。その他は現行と変更ありません。

次の14ページをご覧ください。三隈川を漁場とする内共第7号ですが、現行と変更ありません。

次の15ページをご覧ください。表の上段が大分川を漁場とする内共第8号、下段が桂川を漁場とする内共第9号です。内共第8号は現行と変更ありませんが、内共第9号は基点の表記に変更があります。赤字で示した箇所ですが、基点第17号は現行では「桂橋南東端の橋脚」としていました。しかし、橋脚には幅があるため、橋の下の取扱いが曖昧なものとなっていました。海面の漁業権者である大分県漁協の宇佐支店と内水面の漁業権者である 桂川漁協の立ち会いのもと、今回記載しております「桂橋左岸上流端」とすることを確認しました。よって、基点の表記を変更す るものです。もうひとつの基点第18号も同様の理由です。現行は「桂小橋北東端の橋脚」としておりましたが、「桂小橋右岸上流端」とします。内共第9号の変更は以上です。

次の16ページをご覧ください。表の上段、北川を漁場とする内共第10号、表の下段、臼杵川を漁場とする内共第11号ですが、いずれも現行と変更ありません。

次の17ページをご覧ください。津江川を漁場とする内共第12号です。こちらは、「漁業の種類及び名称」に変更があり、現行漁業権者からの要望により、「もくずがに漁業」を削除します。その他は現行と変更ありません。

内水面漁場計画の内容については以上です。

なお、漁場計画中の細かい文言につきましては、今後字句の訂正の必要が生じた場合は、事務局において対応することについてもご了承をお願いしたいと思います。

- 議 長 ただいま事務局から報告がありましたが、第1号議案について ご質問、ご意見はありませんか。
- 園田委員 内共第1号から漁業権の位置の説明を聞きましたが、私のような一般の人が地名を聞いてもピンとこないのですが。そのような中で、「どうでしょうか」と意見を聞かれても答えられないのではないでしょうか。漁協さんで、決められているから大丈夫なのだとは思いますが。
- 参事 区域はほぼ現状とかわらないです。現在の位置については漁業権の本に記載があります。位置が出ているので次回の答申までに イメージを膨らませて欲しいのですが。
- 園田委員 それと漁業の種類と名称についてですが、魚種について大野川 などで、ふな、すっぽんなどが削除されているのですが、逆に魚 種を増やすのはできますか。
- 参事 この計画を作るまでに、漁協さんとヒアリングを重ねており、 それを踏まえて今回の計画ができています。既にその段階は過ぎ ていると理解しているのですが。又、漁業種を追加するには、そ の魚種を捕る組合員がいるかどうかや、漁業権に入れると増殖義 務も生じます。
- 園田委員 では、もし、各漁協で漁業権の魚種を増やしたいなど声があが

った場合は次の機会、5年後になるのでしょうか。

参 事 そうです。これでは困るということになれば改めて話しをうか がうことになります。

園田委員 わかりました。組合長も来ているけれども、もう話は通っているということですね。

手島委員 ふなとすっぽんを魚種から減らしても一般の人は、釣れますよ。漁協が管理しないということ、増殖義務がなくなるだけです。

園田委員 実はわかさぎについて釣り人から意見があがっていて、大分川 のように、県北でもわかさぎが釣れるようなところがないかと。 前回の委員会で、山国川でわかさぎを増やしたいと聞いたのです が今回漁業権魚種に入っていなかったので。

宮名利委員 山国川で増やしたいと思っています。川に人がいないのでかわ うが増えるのではと思っていて、かわう対策にもなると思うので すが。

高野審議監 具体的には山国のダムの話ですか。試験をしている状況です か。

宮名利委員 前回の委員会でわかさぎの放流は、支障があると言われたので すが。

大石総括 わかさぎはもともと大分県内に生息していない魚です。ダムを 造った時に何十年も前に放流している実態があるようで、放流し た当時は在来種や絶滅危惧種などに対する考えがなかったようで す。現在は、元々いない生物の放流については色々と考慮する必 要があると考えます。

園田委員 元々いない生物かもしれませんが、放流して地域は活気づいて います。県や漁協のためになっているのと思うのですが。

大石総括 水産の立場からいえば放流して、地域活性化という考え方もありますが生態系を守るという観点からはよく考慮する必要があります。放流については法律で制限されているわけではありませ

ん。

園田委員 試験的に放流することはできますか。

大石総括 試験的に放流してしまえば、既にコントロールできなくなりま す。放流する前に調査し、把握すべきだと思います。

園田委員 公的機関や学者さんに調査してもらい放流に影響がないという ことであれば、放流の可能性はあるのですか。漁協単位でやって いいということですか。

大石総括 所管が環境省サイドの話になります。環境省サイドに相談して 法律や、やり方の判断をうけて進めて下さい。水産サイドでやり たいのは理解できますが、現在はそれだけではできません。固有 の遺伝を守るという意味でも慎重になる必要があります。理解し ていただきたい。

久寿米木委 アセスを先にやって放流されているような他県の事例はないの 員 でしょうか。

大石総括 佐賀県ではわかさぎの放流は規則で制限しています。九州でも 放流や増殖をしている県はありますが、経緯は把握していませ ん。おそらくかなり昔に放流されているのではないかと考えてい ます。

手島委員 生態系が変わる魚種については環境サイドから漁協にお知らせ してもらった方がよいのではないでしょうか。わかさぎの放流が 生態系に影響があるとは思っていませんでした。

宮名利委員 放流も山国川は、あまごじゃなければ悪いと言われる。あまご はなかなか手にはいらない。

大石総括 あまごについても、同じ理由になります。

北西委員 漁業権の基点、区域の話にもどりますが、漁業権の冊子は、委員に配布されていたり、インターネットで見れたりしますか。

大石総括 先ほどの話にもありましたので、後日基点の位置がわかる資料 を提供します。 北西委員

それと、注意 1 であるように、魚種については、総称を記載している魚種があるようですが、大分では、河川の水系ごとに、放流種を指導しているのであれば、種名にした方がすっきりしてよいのではないでしょうか。はえとおいかわは知りませんが、やまめとあまごは交雑しますし。

大石総括 検討します。

飯倉委員

違う角度ですが、標柱と標識が変更になったのはどういうことですか。昨年の12月に、うちの漁協の保護水面の看板には、振興局が「標柱」と記載してきているのですが。局が言うのと漁業管理課が言うのと違うので統一して欲しいのですが。

大石総括

山国川の「標柱を標識にかえるもの」については 国土交通省が従来設置していた標柱が、標識にかわっていたので、今あるものを基点にするという意味で表記を標識に変えるもの。保護水面の範囲を示す看板の中の「標柱」は、漁業調整規則の中で「標柱」と規程されているので、「標柱」でよいのではないかと。

会 長 保護水面は、基点を示す実態が「標柱」ということで決められているという理解でよいのですね。

飯倉委員 そういうことですね。わかりました。

会 長 他は

他に意見はありませんか。ないようなので、それでは、第1号 議案については、一度持ち帰り内容を検討していただき次回答申 したいと思います。

以上で予定していた議案は終了いたしました。

次にその他の報告事項ですが、全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会について、事務局から報告してください。

参 事 タブレットでは、次の18ページ、紙の方は資料 をご覧くだ さい。

令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の報告をいたします。今年度は、愛媛県で開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議となっております。

内容は、第1号議案の令和5年度中央省庁提案項目案につい

て、(1)令和4年度第1回漁場管理対策検討会結果、(2)令和4年度ブロック内照会項目、(3)令和5年度提案項目(素案)に係るアンケート調査結果について協議がなされました。

特に(1)の結果については、タブレットでは、次の19~37ページ、紙資料では資料2~20ページにあります。現在の内水面の問題点が集約されていますので、後日、ご一読いただければと思います。第1号議案については、特に問題なく承認されております。

第2号議案の次期開催県については、福岡県に決まりました。 以上で報告を終わります。

議長ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

委員一同 ありません。

会 長 以上で報告事項が終わりましたが、ほかに何かありませんか。 ほかにないようであれば、これで本日の議事を終了します。

参事 ご審議誠にお疲れ様でした。これをもちまして委員会を閉会します。次回委員会は2月に開催を予定しております。

以上、第21期大分県内水面漁場管理委員会第6回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年1月16日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員